

森の力再生事業費補助金交付要綱

制定	平成18年5月26日	静岡県告示第617号
改正	平成19年3月20日	静岡県告示第232号
改正	平成22年3月30日	静岡県告示第311号
改正	平成23年3月25日	静岡県告示第216号
改正	平成24年3月30日	静岡県告示第366号
改正	令和元年7月1日	静岡県告示第125号の2
改正	令和3年3月26日	静岡県告示第279号
改正	令和8年3月24日	静岡県告示第152号

第1 趣旨

知事は、すべての県民がその恵沢を享受している森林の有する県土の保全、水源のかん養その他の公益的機能を持続的に発揮させていくことの重要性にかんがみ、森の力再生事業を行う整備者及び権利者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「森の力再生事業」とは、静岡県森の力再生基金条例（平成18年静岡県条例第19号）第2条に規定する知事が定める事業として、森の力再生事業実施要綱（平成18年5月26日付け森計第172号環境森林部長通知。以下「実施要綱」という。）に基づき実施する事業のうち、人工林再生整備事業及び竹林・広葉樹林等再生整備事業をいう。
- (2) この要綱において「整備者」とは、競争入札に参加する者に必要な資格（昭和39年静岡県告示第220号）第6の6の規定により森林整備工事入札参加資格者名簿に登録されている団体その他知事が森の力再生事業を実施する団体として適当と認めたものをいう。
- (3) この要綱において「権利者」とは、権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。

第3 補助の対象及び補助率（額）

別表のとおりとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）
 - ウ 収支予算書（様式第3号）
 - エ 資金状況調べ（様式第4号）（アの申請書が概算払承認申請を兼ねる場合に限る。）
 - オ 整備者（森林整備工事入札参加資格者名簿に登録されている整備者を除く。）に係る団体概要（様式第5号）
 - カ その他森の力再生事業の施行地を管轄する農林事務所の長（以下「農林事務所長」という。）が必要とする書類
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 整備者及び権利者は、実施要綱に定める協定を静岡県と締結するとともに、これを遵守しなければならないこと。
- (2) 補助事業の実施に当たっては、実施要綱に示されることに従わなければならないこと。
- (3) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ農林事務所長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業に要する経費の配分の変更（別表に定める重要な変更に限る。）をしようとする場合

イ 補助事業の内容の変更（別表に定める重要な変更に限る。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに農林事務所長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を①の協定の期間の末日の属する年度の3月31日までの間保管しておかななければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

ア 変更承認申請書（様式第6号）

イ 変更事業計画書（様式第2号）

ウ 変更収支予算書（様式第3号）

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書（様式第7号）

イ 事業実績書（様式第2号）

ウ 収支決算書（様式第3号）

- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

補助金の請求は、実施要綱の規定により締結された協定書に基づき整備者が行うものとし、請求に係る提出書類及びその提出期限は、次のとおりとする。

- (1) 提出書類 1部

請求書（様式第8号）

- (2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して、7日を経過した日まで

第9 概算払の請求手続

概算払の請求は、実施要綱の規定により締結された協定書に基づき整備者が行うものとし、請求に係る提出書類は、次のとおりとする。

提出書類 各1部

ア 概算払請求書（様式第8号）

イ 資金状況調べ（様式第4号）

第10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第9号による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに農林事務所長に報告するとともに、農林事務所長の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

第11 書類の提出

この要綱に基づき提出すべき書類は、農林事務所長に提出するものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に改正前の森の力再生事業費補助金交付要綱の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の森の力再生事業費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現に補助金交付確定通知書を受領し、補助金の請求を行っていない者に係る補助金請求書の提出期限は、新要綱第9(2)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 この告示の施行前に改正前の森の力再生事業費補助金交付要綱の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の森の力再生事業費補助金交付要綱の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前に改正前の森の力再生事業費補助金交付要綱の規定により知事になされた申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前に改正前の森の力再生事業費補助金交付要綱の規定により取り扱ったものは、改正前の森の力再生事業費補助金交付要綱の規定により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後のそれぞれの告示の規定及び様式は、令和3年度分の補助金から適用する。
 - 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。
 - 4 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後のそれぞれの告示の規定及び様式は、令和8年度分の補助金から適用する。
 - 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。
 - 4 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表

補助の対象		補助率 (額)	重要な変更	
事業の区分	経費		経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 人工林再生整備事業 森林法(昭和26年法律第249号)第5条第3項の規定により地域森林計画に定めた特に針広混交林化を推進すべき森林その他の森林のうち、別に知事が定める要件に合致する人工林に係る次の作業種 (1) 環境伐 (2) 倒木等処理 (3) 溪畔林整備 (4) 伐採木等流出防止処理 (5) 広葉樹植栽 (6) 簡易木製構造物設置 (7) 簡易作業路設置 (8) 調査計画 (9) その他知事が認める作業	整備者及び権利者が事業の区分の欄に掲げる1又は2の事業を行うのに要する経費	事業費の10分の10以内とし、別に定める額を限度とする。	次の1又は2のいずれかに該当するもの 1 事業費の額の20パーセントを超える変更 2 100万円を超える変更	次の1又は2のいずれかに該当するもの 1 作業種ごとの事業量の30パーセントを超える減少 2 作業種ごとの事業費の額の30パーセントを超える増加
2 竹林・広葉樹林等再生整備事業 森林法第5条第3項の規定により地域森林計画に定めた特に樹種の多様性増進を推進すべき森林その他の森林のうち、別に知事が定める要件に合致する竹林、広葉樹林等に係る次の作業種 (1) 整理伐 (2) 倒木等処理 (3) 伐採木等流出防止処理 (4) 広葉樹植栽 (5) 簡易木製構造物設置 (6) 簡易作業路設置 (7) 調査計画 (8) その他知事が認める作業				